

## 単価契約書

鹿児島市（市立病院）（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙がA重油を甲に供給し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約を締結する。

### （契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- ・ 品名 A重油
- ・ 単価 1リットル 円  
（契約単価には取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）
- ・ 契約期間 平成 年 月1日から平成 年 月 日まで
- ・ 納入場所 鹿児島市加治屋町20番17号 鹿児島市立病院
- ・ 代金支払方法 適法な請求書受領後30日以内
- ・ 契約保証金 鹿児島市契約規則第26条第12号を適用し免除

### （発注方法）

第2条 甲は、前条第3号の契約期間中必要あるごとに、そのつど納入期日等を指定して前条第1号の物品（以下「現品」という。）を乙に発注するものとする。この場合、甲は、原則として納入期日の前日までにその旨乙に通知しなければならない。

### （納入方法）

第3条 乙は、前条の発注あるごとに、そのつど甲が指定する日までに現品を甲に納入するものとする。この場合、乙は、納品書をもってその旨甲に通知しなければならない。

### （検査）

第4条 甲は、前条の通知を受けたときは、直ちに乙の職員立会のもとに検査を行う。

- 2 検査の結果不良品があるときは、乙は当該不良品を直ちに引取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 検査に合格したときは、甲は、現品を受領し、直ちに受領書を乙に交付するものとする。
- 4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損したものの損失は、乙の負担とする。
- 5 乙は、納入した現品に隠れたる瑕疵があった場合、直ちに無償で取替えるものとする。

### （納入の延期）

第5条 乙が現品を甲の指定する日までに納入しない場合において、甲は、遅延賠償金を徴して納入の延期を認めることができる。この場合の遅延賠償金は、甲が乙に指定した納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約金額に対して年3.3%の割合で計算した額とし、契約代金から控除するものとする。

2 天災事変その他甲がやむを得ないと認めたとき、又は甲の都合により納入日が遅れたときは、遅延賠償金は徴収しないものとする。

(事情変更)

第6条 甲は、必要があるときは、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

2 この契約期間中に賃金、物価等の激変その他予期し得ない特別な理由により、契約単価が著しく不相当であると認められるようになった場合は、甲は、乙と協議して契約単価を変更することができる。

(解除等)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲が特に納入期日の延期を許可した場合を除き、乙が、期日内に納入しないとき。

(2) 甲が行う検査に際して、乙、乙の代理人、若しくは使用人等が係員の職務執行を妨げ又は詐欺その他の不正な行為があると認めたとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(4) その他、乙がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定により、甲が契約を解除した場合において、乙は、甲に損害の補償を求めるとはできない。

(費用の負担)

第8条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(債権債務の譲渡)

第9条 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供さないものとする。

2 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 鹿児島市加治屋町20番17号  
鹿児島市  
鹿児島市病院事業管理者  
鹿児島市立病院長 上津原 甲一

乙